

---

○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時33分）

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑

○議長（渡辺文彦君） 日程第7、議案第31号 松崎町地域交流館の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第31号 松崎町地域交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より説明いたします。

（企画観光課長 深澤準弥君 説明）

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） 先ほど、説明の中でですね規則の事について触れられてたんですけど、今回資料にないもので、実際のところどういう規則なのかなってのがあればよりわかりやすかったなと思いますので、ちょっとそれは参考までに次。こういうことがあれば心がけて頂きたいんですけど……。それですね、ちょっとお尋ねしたいんですが、例えばある団体がいつも土日使ってますと、まあ、毎週開いてるんだけど、そうじゃない団体さんなり個人の方がちょっとやってみたいよ、行ってみたいよって時の、ずっと継続してやられてる方と、たまたま1回、2回行ってみたいよって人が、なかなかちょっと参入しづらいとか申請しづらいような状況ってのがちょっと想定できるなと思うんですけど、それについての対応ってのはどんな仕組みを考えられているか教えていただけますか。

○企画観光課長（深澤準弥君） そういう施設の管理の関係で、よく体育館の使用なんかでよくあります。ずっと借りてる方が、ずっと借りっぱなしになっていて新規参入ができていくというようなことがあると思います。それについてですけど、一応、今回の交流会につきましては、チャレンジショップというような名の所もございますの

で、新規の方を出来れば優先する方向でちょっと考えていきたいなとおもいます。やはり固定的に、今言った土日占有っていう形は、一番好ましくない状況かと思えます。ただ空けておくのはやはりもったいないということになりますので、そういったことがなければ使っていただく分には、よろしいかと思えますけれども出来る限り、その新規参入を促してたくさんの方に活用していただきたいというのが今回の思いでございます。

○6番（高柳孝博君） 今の1条の所のチャレンジショップについて、今新しい企業というその定義で今おっしゃられたかと思えますけれども、チャレンジショップはどのように集めるかっていうのは・・・どのようにして\*\*あるいは使っていただくためのPRみたいな考えているのか。それと、もう一つは第13条の指定管理者というのが管理するようになっているんですが、指定管理者っていうのは具体的にどういう方が指定管理者になるのか。それから3点目が第14条の下別表ですね、別表で料金があるんですけどその料金の決め方はどういう考えで決められたのかその3点。

○企画観光課長（深澤準弥君） 最初の質問ですけれどもチャレンジショップの誘致というかそういうことだと思いますけれども、基本的には、こういった事業を始めましたと言うことで広く周知をして、その中で活用していただくという方向を進めていきたいと思えます。具体的にどっかがあるということではないので、広く周知させていただいて、もしくは、みなさんにそういう方がいらっしゃったら是非お声がけいただきたいぐらいの感じでございます。

次に指定管理につきましては、基本的にはあの・・・できる規定ということで今は考えてございます。ですので、将来的にやはりあの・・・みなさんいつもいただいているとおり、町の職員が何時までもそういったものに関わっているのは、なかなか他のことができなくなってしまうので、そういったものがちゃんと精査できて、きちんと町のためになるような団体等が出てきた場合には、それも検討できるという、できる規定で用意させていただいてございます。

使用料金につきましてはですけれども、他の会議室とかいろんなものを見た中で、なおかつチャレンジショップということで、算入しやすい金額ということでこの金額を選ばせていただいたというのが現状でございます。ですので、マーケットとかそういうので数字を入れたもので無く、一番こう入りやすい使っていただきやすい金額ということ

で設定させていただきました。

○6番（高柳孝博君） もう一つは、と一ふやというシェアハウスがある訳ですね。シェアハウスとそこんところ違いがあんのかなあといったところ思ったんですけど、この方もチャレンジしている方というかそんな感じであるんですけどね・・・これから広報されるって事ですので、なかなか・・・シェアハウスもなかなかいろいろな企業さんに問い合わせかけてきていただくという風に聞いてますので、その活動が必要かなと思います。それから指定管理者ってなってますけど、当然直営でやるって事で、そうすると鍵の開け閉めとかなんとか直営でやられて、それで指定管理者ってのが今度できたらその方にそういう開け閉めを依頼するっていう考え方でよろしいでしょうか。

それから、さっきの料金の関係は、と一ふやとだいぶ違うんで、そこの性格の違いっていうのを考えられてるんでしょうか。と一ふやの場合は確か・・・半日で500円でいいんですね、そこはね、あってますね、わかりました。

○企画観光課長（深澤準弥君） ご指摘のとおりですね。最初はまず直営になりますので、企画観光課の方に窓口として申請および鍵の貸し出しというようなことをさせていただきたいと考えてございます。今言ったとおり指定管理が見つかったりした場合には、指定管理者の方をお願いする形で考えてございます。

○議長（渡辺文彦君） 他に・・・。

○8番（土屋清武君） この施設には、あの・・・町の温泉が入っているわけですね。これはじゃあ一切使わせないと、いうことで考えているんですか。そこいら。

○企画観光課長（深澤準弥君） 現在のところは、使用は考えてございません。一応施設といいますか配管はきてますけど、そこは考えていない状況でございます。

○3番（小林克己君） 2月の17日の時の全員協議会の時には、えーと、お試し移住体験ができるような施設とかっていうような案があるみたいな話もありましたけども、ま、この案に関しては、えーっと、移住体験施設みたいな形はなくなったっていうことでよろしいでしょうか。あともう一つ、夏休み例えば夏期コースみたいな塾みたいなやつで、5日間くらいまとめて家庭教師みたいな形でお金をお金を取ってチャレンジ事業みたいな形をやったら・・・やりたいっていう方がもしもおられたときに、ふれあいと一ふやとこの・・・今この施設ですか・・・この浜丁とどちらを利用すべきでしょ

うかっていう・・・ちょっと、これだからそういうことが利用できるんでしょうか。その辺のことをお願いしたいと思います。

○企画観光課長（深澤準弥君） まず最初の質問ですけれども、いろいろ協議をしていく中でお試し移住については、民間の施設を使っただけの方が良いんじゃないかということで今回はちょっと外させていただきました。そこについても、その移住定住推進協議会・・・昨日もいろいろ話がありましたので、その中でやはり議論していきたいなところもありますので、そういった意味で今回については外させていただきました。二つ目の質問ですけれども、と一ふやでやるのか、依田四郎邸でやるのかについては、利用者の方の選択に委ねる形になります。うちのほうでそこも類似施設じゃ無いかということも、見る方によっては見えるかもしれないんですが、民芸館の方も今後そういう施設に変えていくというようなことも考えておまして、担当課の方で考えておりますのは、選択ができるうっていうことを考えて行きたいということですので。企業さんのマーケットのアンケートなんかを見ると、やはりある程度自分たちのニーズがあるので、そこに合致するような施設であっていただきたいというのがやっぱり大きい声でしたので、そういった意味で考えると、何種類か施設があった中で選択していただくと一番いいのかなと思っております。民芸館については、今ちょっと今年度については、お試しというか、試験的な実証実験みたいな形で活用ができますので、そういった形で企業さん達にもお声がけしてるもんですから、そのデータをヒアリングをしっかりとした中で方向性を決めていければなあということで考えております。

○3番（小林克己君） と一ふやの方が使用料金ですけれども、えーと、冷暖房の使用料も含まれております。こちらの方の浜丁の方は、これで暖房の使用料は入ってないって形で・・・認識でよろしいでしょうか。それで料金を確認しながら利用者の方が同じような施設な感じがしますけどと一ふやを選んだり浜丁を選んだりすることができるって認識でよろしいでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） その通りでございます。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑・・・。

○5番（深澤 守君） チャレンジショップ等関連についてお伺いいたします。やろうじゃ協議会さんがコーヒーショップやってるときは、確か地域おこし協力隊の高橋か

おりさんが許可を取って・・・保健所の許可を取ってやってたと思うんですけど、最近地域おこし協力隊ははずれて責任者等が不在になる可能性がありますよね。飲食やる場合には調理責任者を置かなければならないし、その責任者が夏の講習会行ったり等いろいろやってかなきゃならない。チャレンジショップやるにあたって借り出したい時にはそういうものが・・・許可が無ければできない状態になってるんですけど、その許認可関係についてどのようなお考えをお持ちですか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 一応企画観光課でイベント時の食品衛生管理者は取得はして、ございますが、そこを提供する気はないです。ですので、チャレンジショップやる場合は、利用者さんの方でいわゆる露天の関係の許可とか食品衛生管理者を取っていただいて、そこで営業していただくような形になるということです。

○5番（深澤 守君） あの、その考えですとチャレンジショップもって・・・自分たちの許可があってそれを持ってきて売る分ならこれ許可になりますけど、やろうじゃ協議会さんが、あそこでコーヒーを作って出す分これ保健所的にアウトですよ。その認識ってあります。

○企画観光課長（深澤準弥君） やろうじゃ協議会が出してる時には、保健所の許可通してやっております。

○5番（深澤 守君） 今度いないわけですよ。いなくなった場合に新たに許可・・・申請出して、調理場の責任者を置いて許可をもらわないと、あそこで調理したものは出せないですよ。その認識は合ってますよね。その所を確認したいです。

○企画観光課長（深澤準弥君） 調理をあそこでする場合については、いわゆる設備とかいろいろなものの保健所の審査がありますので、今おっしゃるとおりあそこで調理をする・・・加熱ならOKですけども、調理という部分については基本的には想定していません。だもんで、今おっしゃるとおり自分たちで持っているものについては、持ってきてやっていただくのはOKですし、露天の許可を持っている場合についてはその設備でなくても自分達で持っている設備を持ち込んでやれることはできるということです、そっちは許可できると思います。

○5番（深澤 守君） あの・・・そうすると、やろうじゃ協議会さんがあそこでコーヒー出すことはできないです。その辺の認識ってありますか。

（○2番（鈴木茂孝君） いま、これからね・・・）

これからやる、その認識でよろしいですか。

いってる意味わかります・・・施設外で、持ってくる分ならOKなんです。

○企画観光課長（深澤準弥君） あそこでコーヒーを立ててという形では無くて、加温はできるので出すことはできます。あそこで作っちゃうってのはダメ・・・。

○2番（鈴木茂孝君） 今の話ですけども、多分出せないですねそれはね。あの、どこかで作ったものを出すっていうのは、そこで作ったところの場所の許可があれば、それを持ってきてでいいんですけども、どっかのうちの台所で作って持って来るっていうのは、多分難しいんじゃないかと思います。それに関しては、南伊豆の方でチャレンジショップってやられてるじゃないですか、あそこも、飲食店毎月出してるものでそこに聞いてみたらどんなことかわかるのかなと思いますし、やはりやるのであればしっかり許可を取ってチャレンジショップできるよって形の方が、町民の方達も活性化というか喜んでやったりお客さんと行ったりしてというようなことになるんじゃないかと思いますので、どうせやるのであればその辺もやっていただければなあと思います。それからもう一点ですね、14条の適用の料金制度なんですけれども、これはあの、町内町外の方も同額っていう形でよろしいのでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 町内町外そのまま考えております。で、さっきの露天商を持ってる場合は、多分持ってきて販売はできますので、今いった形のやり方だと南伊豆町がやっているものを勉強させてもらって確実に運用ができるようにしたいと思います。

○2番（鈴木茂孝君） 露天ですとできるんですけども、あんまり複雑なものはダメですよって形なので、本格的にやるのであればちゃんと取った方が良くと思います。

○議長（渡辺文彦君） みなさんにお計りしたいんですけども、ここで暫時休憩したいと思いますけれども・・・。

（○7番（藤井 要君） 最後の質問します）

○7番（藤井 要君） 先ほどですね、今やろうじゃさんが先走ってますけれども、これは先ほど新規参入者を考慮しながら、土日専用ではやらないという事で公募するという事になろうかと思います。その中で、今後期間が例えば受け付け1ヵ月の・・・なのか半年なのかいろいろそれは当局と話すと思うんですよ。そしてどんなことをやるという計画ももちろん出てやるって事ですもんね。そういう中であの・・・審査しな

からこういうことはできません、じゃあなたはどういうことをやる、コーヒー出したいとかっていえばもうここでやると思うもので、それはしっかりとですねこれから勉強してもらえばいいんじゃないかと思うんです。で、これ先ほどいいましたけれども、大体・・・一回公募があったとしますよね1社とか2社。その中でヒアリングして、例えば、土日が\*\*すれば、いろいろまたお話があるんでしょうけれども、土日やりたい人と月火やりたい人2つきたとしたら、例えば半年間は契約するのか、例えば更新とか、そのような事は今どのように考えてるのかお聞きします。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今考えているのは、一番長い期間で1週間というのを想定してますので、その中で対応したいと考えております。

○議長（渡辺文彦君） 暫時休憩したいと思います。1時まで。

（午前 11時56分）

---

○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

---

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 質疑を許します。質疑ございませんか。

○5番（深澤 守君） 先ほどの調理場の件確認したいんで、もう一度ご答弁よろしくをお願いします。

○企画観光課長（深澤準弥君） 先ほどの件なんですけども、ご指摘頂いたとおり許可を必要となるので、基本的にはその許可を・・・南伊豆の場合は、商工会議所がとって店長となる方が交代で・・・雇われる方がいる形にして、その方が衛生管理を持つてるといって営業してる形になりますので、今回規則の方でその辺をちょっと確実にしていきたいなと考えておりますので、それで対応させていただきたいと思います。

○議長（渡辺文彦君） ほかに質疑ございますか。

○2番（鈴木茂孝君） チャレンジショップで例えば飲食をやる場合ですけれども、ちょっと考えた時に、その7日間っていう形ですけれども、まあ例えば、あのお店が美味しいよっていう話が広まったとしますけども、7日間ですとそれがこうやっぱ聞こえてきた頃には、もうその店は終わっているみたいな形になるかもしれませんので、

その辺規則の方で、例えば一か月とか・・何か考えてもらえばなという風に私は思います。それからもう一点ですけれども、交付の日から施行するとありますけれども、この周知ですね、この周知期間というのをどのくらい持つのか、それから周知方法についてどのように考えているのかお願いいたします。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今規則の方の話もございましたし、南伊豆の方確認したところやはりあの1月と、いうのがスパンでやっていますので、そういったものを参考にちょっといろいろ検討していきたいと思っております。今言ったように、広報の方についても回覧になるか・・うまくタイミングが合えばお知らせ版になるのか、そういったものとホームページ等も含めてですね、早急に議決後は広報していきたいと考えてございます。

○議長（渡辺文彦君） ほかに質疑ございますか。

○7番（藤井 要君） この条例にはね、期間のこと先ほどちょっと私の方の1週間か半年だとかってがじゃ無くて、じゃ、今の情勢だと1週間じゃ無くて1ヶ月とかになる可能性も出てくると・・じゃ、ま、まだ今後ね、今日そうすると・・そういう中で今日条例が成立すれば、今日施行して・・そして次の例えば一週間後には、町報かなんかで公募する。そして公募するときにはその規約みたいなものでは\*\*として決めます。じゃ先ほどの答弁は、1週間てのは無しで考えて良いですか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今議員からもご指摘があったとおり、7日っていう場合にチャレンジショップだとちょっとやっぱり短いかなってのもございますので、ちょっと検討をしっかりとした上で、最長期間を・・今アドバイスいただいた感じで1ヶ月にしていく方向で考えるという形でさせていただきたいと思います。今日議決してすぐ交付ということではなく、速やかに交付したいとは思いますが、今言った広報の方きちんと最初にやるべきというのは今考えておりますので、ご了承頂ければと思います。

○議長（渡辺文彦君） ほかに質疑・・。

○3番（小林克己君） 先ほどお話しした・・伺いました移住体験の関係で、松崎の町は、この移住体験の施設がないと思われま。この2月の全協の時には、ここをお試しの移住体験施設っていう形と言う考えを持っておられたでしょうけども、今回この旧依田四郎邸・・浜丁では無くなるという形を考えますと、また違うかたちでどっ

かこのような施設とか何かを考えているのか。もしくは、条例ができた後にお試しの移住体験施設がまた後から足されていくような形もあるのでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 依田四郎邸については、基本的には今全く考えておりません。ただ先ほども申し上げましたとおり、移住定住促進協議会のほうを是非活用させていただいて、その中でそういったものを検討していきたいとは考えております。お試して事ですけども、いわゆる布団とかそういったものの管理というのいろいろ出てきますので、そういったところも含めた中でどういったニーズの中でやっているかとか、稼働率なんかもいろいろ周りから確認をしながら、どういった形が一番良いのかを協議会の方で詰めていければと考えております。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑ございますか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 質疑がないようでありますので、これにて質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○1番（田中道源君） 私はこの本案に賛成いたします。町のですね活性化を図る上で、お試しのチャレンジショップとか機会があることは、今後の町の活性化にとって大いに寄与するものだと思いますので、この条例案に賛成いたします。

その中で規則というのが、今回上がってきておりませんが、細かい規定っていうのは、そこでしっかりと定めていただいでですね。利用者の方々、また町の発展に大いに寄与するような細かい規則の方を定めていただくようよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（渡辺文彦君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第31号 松崎町地域交流館の設置及び管理に関する条例の制定につ

いての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---